

令和 7 年度

志木第二中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、「児童生徒が、一定の人間関係のある他の児童生徒から心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

いじめは、どの集団、どの子供にも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害である。そのため、広く社会全体で真剣に取り組まなければならない。

2 学校いじめ防止基本方針の策定

- ①法第13条の規定に基づき、国、県及び志木市いじめ防止基本方針を参酌し、本校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針を策定する。
- ②学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容等について定める。
- ③学校いじめ防止基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるように努める。

3 学校いじめ防止基本方針を定める意義の周知

- ①学校いじめ基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応となる。
- ②いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ③加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

4 いじめ防止への取組に係る学校評価項目への位置づけ

学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、その評価結果を踏まえ、取組の工夫・改善を図る。

5 いじめ根絶に向けた年間指導計画の策定

学校いじめ防止基本方針に基づく、実効的で検証可能ないじめの根絶を目指した年間指導計画を策定する。

6 いじめ防止等に取り組む校内組織の設置

- ①法22条の規定に基づき、いじめ防止等を実効的に取り組むため、管理職をはじめとする複数の教職員や必要に応じて相談員、スクールカウンセラ

- 一、スクールソーシャルワーカー等により構成される校内組織を設置する。
- ②この校内組織は、管理職以下、全教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切に連携し、いじめを根絶させる中核となる役割を担う。
- ③この校内組織の具体的な取組は、次のとおりである。
 - ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間指導計画の作成実行。
 - イ 年間のいじめ防止等の取組についてのPDCAサイクルによる検証。
 - ウ いじめの相談及び通報の窓口。
 - エ いじめの疑いに関する情報の共有や子どもの問題行動などに係る情報の収集といじめの未然防止。
 - オ いじめ事象に関係のある子供への事象関係の聴取、共通理解に基づく指導や支援の体制及び対応方針の決定と保護者、関係機関との連携。

7 いじめの未然防止

- ①いじめられている子供の立場で指導及び支援を行う。
 - ア 子供の悩みを親身になって受け止め、子供のサインをあらゆる機会から捉えて見逃さない。
 - イ 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生し得るという危機意識を持って対応する。
 - ウ いじめられている子供を守り通すことを最優先に指導及び支援する。
 - エ 教師は、日常の教育活動を通して常に子供との信頼関係の醸成に努める。
- ②いじめを許さない学級をつくる。
 - 子供一人ひとりを大切にした指導を展開し、子供たちが主体的にいじめの未然防止取り組む学級にするために、次のことを実践する。
 - ア 話し合いなどを通して、子供がいじめについて考えること。
 - イ 見て見ぬふりをしないよう指導すること。
 - ウ 自らの意志によって、行動がとれるように指導すること。
 - エ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示すこと。
 - オ 道德教育の充実を図ること。
 - カ 特別活動を通して、望ましい人間関係づくりを促すこと。
 - キ 学校・学年行事等を通して、学級の連帯感を育てること。
- ③豊かな心をはぐくむ道德教育や体験活動を充実させる。
 - あらゆる教育活動を通じて、子供の豊かな情操と道德心を培うため、全教職員の共通理解のもと道德教育及び体験活動を充実させる。

④互いに尊重し合う意識を高める人権教育を推進する。

自分や他の人の個性や生命を大切にする気持ちを養い、人権を尊重する教育を推進する。

⑤学ぶ喜びを味わう学習指導を実践する。

子供が主体的に考え、判断し、表現する学習を通して、子供が学ぶ喜びを味わうことのできる授業を展開する。

⑥子供の主体的な活動に基づく生徒会活動を推進する。

生徒会において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動を推進する。

⑦ネットいじめへの対応を推進する。

インターネットやＳＮＳの利用に関するルール等について子供に主体的に考えさせ、情報モラルの教育の充実を図る。

⑧保護者、地域との連携強化を図る。

学校応援団、ＰＴＡ、地域や関係団体との連携をさらに推進する。

8 いじめの早期発見

①日常的に子供の様子や行動を観察し、また、教育相談を行い、保護者と連携を図りながら、変化の把握に努める。

②いじめの実態を適切に把握するため、アンケートの使用、子供との面談による定期的な調査により早期発見に努める。

③子供及びその保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

④いじめの早期発見のための留意事項は、次のとおりである。

ア 彩の国生徒指導ハンドブック「New I's」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば子供に声を掛け、該当する項目が複数あるときは、生徒指導主任や学年主任に相談する。

イ 「New I's」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

ウ 「New I's」にある「いじめの取組のチェックリスト」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、保護者、地域との連携の在り方について学校をあげて改善に努める。

9 いじめへの対処

学校は、いじめに係る通報を受けた場合において、子供がいじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。

- ①いじめを受けた子供に対する支援並びにその保護者に対する情報提供と支援を行う。
- ②いじめを行った子供に対する指導並びにその保護者に対する助言を行う。
- ③周りではやし立てる子供、見て見ぬふりをする子供等、傍観者は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる指導を行う。
- ④いじめられている子供の心の傷を癒すためにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員及び養護教諭との連携のもと子供を支援する。
- ⑤インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、学校全体での指導と速やかに削除等の措置を行い、必要に応じて、教育委員会その他の関係機関等の協力や援助を求める。なお、緊急を要する問題行動が発生した時に、以下のメンバーによる緊急生徒指導委員会を開催する。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、PTA会長、
朝霞警察署員、主任児童委員、学校評議員、校区内自治会長、
市教育委員会

1 0 重大事態への対処

重大事態の意味については、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける子供の状況に着目して判断する。あわせて、同項第2号の「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」で、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。また、子供や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあった場合とする。

- ①重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。その際、教育委員会が必要な支援をする。
- ②学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は、対策委員会が調査を実施する。
- ③教育委員会または学校は、適切な方法で調査によって明らかになった事実関係を関係者の個人情報に十分に配慮し、いじめを受けた子供や保護者に説明する。
- ④調査結果は、法30条第1項の規定に基づき、教育委員会を通じて市長に報告する。

1.1 いじめ防止に関する年間計画

	重 点	通 年
4 月	・ いじめ防止基本方針の確認及び共通理解（運営委員会、職員会議） ・ 生徒に対する年度当初のいじめ防止教育（学年集会）	毎週火曜日 教育相談部会
5 月	・ いじめ防止基本方針の協議・確認（学校運営協議会）	毎週金曜日
6 月	・ いじめに関するアンケート（生徒指導部）	生徒指導部会
7 月	・ 「いじめ防止基本方針」1 学期評価・改善検討（生徒指導部） ・ 教育相談アンケート（教育相談部） ・ 二者面談（学年）	教科・領域との 関連
8 月	・ いじめ防止に向けた校内研修（生徒指導部）	・ 道徳教育
9 月	・ 生徒に対する学期始めのいじめ防止教育（学年集会）	・ 特別の教科道徳
10 月	・ いじめに関するアンケート（生徒指導部）	・ 特別活動
11 月	・ 教育相談アンケート（教育相談部）	
12 月	・ 「いじめ防止基本方針」2 学期評価・改善検討（生徒指導部）	
1 月	・ いじめに関するアンケート（生徒指導部）	
2 月	・ 学校評価アンケートにおけるいじめ防止に関する項目の分析（生徒指導部） ・ 「いじめ防止基本方針」年間評価（生徒指導部・運営委員会）	
3 月	・ 今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（生徒指導部・運営委員会） ・ 「いじめ防止基本方針」の見直し（生徒指導部・運営委員会）	

平成 2 6 年 4 月 1 日策定

平成 3 0 年 4 月 1 日改定

令和 2 年 1 0 月 1 日改定

令和 5 年 4 月 1 日改定